

第5回大町市水道事業等経営審議会議事録

日時 令和8年7月7日（火）

午後2時から

場所 大町市役所東大会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 委員の交代について

4 承認事項

第4回審議会議事録の承認について

5 審議事項

諮問2. 水道事業と公営簡易水道事業の統合及び水道料に関する事

(1) 水道事業の現状について (資料①～⑦)

(2) 料金算定方法について (資料⑧～⑩)

(3) 今後の料金について (資料⑪)

6 その他

(1) 次回開催日について

日 時 令和8年8月17日（月） 午後2時から

場 所 大町市役所東大会議室

(2) その他

7 閉会

○出席委員（敬称略）10名

塩入博仁	丸山充茂	古畑永典	中島喜一	伊藤賢市	北澤貴美子
松田邦正	高橋知征	川井伸夫	勝山賀寿喜		

○欠席委員（敬称略）4名

内川亨	小林治男	内山重喜	大厩一裕
-----	------	------	------

○事務局

平林建設水道部長	海川上下水道課長	佐藤課長補佐兼企画業務係長
遠山課長補佐兼経理係長	今溝課長補佐兼施設係長	傘木企画業務係企画員
宮下経理係主任	土屋経理係主事	

《開会午後 2 時》

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 委員の交代について

中部電力パワーグリッド株式会社安曇野営業所大町サービスステーション所長「佐藤 勝利」委員の人事異動により、後任の「勝山 賀寿喜」所長を委員に委嘱。任期は勝山委員の残り任期とする。

第 4 回審議会議事録の承認について

課長：去る 5 月 27 日に開催いたしました、第 4 回審議会の議事録（案）につきまして、事前に委員の皆様にご送付いたしました内容をご確認いただいております。修正等特段のご指摘はございませんでした。これにつきまして、前回の議事録の内容をご承認をいただけますでしょうか、よろしくお願いいたします。

（異議なし）

課長：では、修正なしということでご承認いただけたということで、ありがとうございます。こちらの会議録につきましては、審議会が終了した後、市のホームページ等に掲載されるという形となっておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、さっそくではございますが、5 審議事項に入らせていただきます。進行につきましては会長に進めていただきますよう、お願いいたします。

5 審議事項

会長：それでは、さっそく審議に入らせていただきます。先程少しお話ししましたが、前回の審議会において、諮問 2 の「水道事業と公営簡易水道事業の統合及び水道料について」、統合の必要性や方向性について事務局より説明がありました。出席できなかった方もおりましたので、前回の復習も兼ねて事務局から前回の重要なポイントについて説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

企画業務係長：上下水道課の企画業務係長の佐藤でございます。着座にてご説明させていただきます。まずは前回、第 4 回の審議会におきまして、委員の皆様にご承認いただきました「上水道事業と公営簡易水道事業の統合の方向性」について、本日の審議に繋がる要点を改めて確認させていただきます。前回ご説明いたしましたとおり、両事業の統合は、国・県からの経営基盤強化の要請、そして平成 18 年の合併時からの懸案事項であることに加え、何よりも、上水道・簡易水道の両事業がそれぞれ単独では将来の安定供給を維持できなくなるという、差し迫った経営状況が背景にあります。この「待ったなし」の状況を乗り越え、将来にわたり市民の皆様へ安全な水を届け続けるため、事業統合は避けては通れない道である、という結論に至りました。その上で、これまで統合を阻んできた「料金格差」という大きな壁をいかに乗り越えるか、複数の案を比較検討した結果、最も現実的かつ効果的な

手法として「段階的統合」案をご提示し、八坂地区・美麻地区から選出頂いている委員さんからもご意見をいただいたうえで、皆様にご承認をいただいた次第でございます。この「段階的統合」案は、「上水道事業で避けて通れない料金改定を、長年の課題であった料金格差の解消と事業統合を同時に実現するための好機と捉える」という、発想でございます。具体的には、前回第4回の資料2の最終3ページになりますのでご覧ください。まず、現在高い料金水準にある公営簡易水道の料金は、統合完了まで「据え置き」という形にいたしました。その一方で、健全化が急務である上水道の料金を、令和9年度から3段階で「改定」させていただきます。そして、上水道料金が現在の公営簡易水道料金と「均衡」する令和15年度をもって、両事業の「事業統合」を完成させ、料金体系も完全に一本化する。これが、前回ご承認いただきました、統合までの具体的な道筋でございます。この道筋により、市民負担の急激な変化を避けつつ、最終的には「財政基盤の強化」「コストの抑制」、そして「負担の平準化」という大きな効果を実現できるものと考えております。決して一度決めたからといって、見直さないというものではなく、その時々为社会経済情勢を踏まえ、皆様にご審議いただきながら進めるというスケジュールを想定しております。それではこの後、この「段階的統合」の第一歩となります上水道事業の料金について、その必要性和具体的な内容について、資料に基づきご説明させていただきますのでお願いします。前回のおさらいについては以上となりますので、よろしくお願いします。

会長：前回のおさらいはよろしいでしょうかね。それでは、ここから今回の審議に入りますが、順を追って説明いたしますので、各説明の後に質問の時間を設けますのでお願いいたします。それではまず、(1)水道事業の現状について、事務局より説明をお願いします。

経理係長：上下水道課経理係長の遠山です。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。まず資料をご確認させていただきます。水道料金についてという資料と、年度別事業計画（上水）と書かれた資料、2点お手元にあるかどうかご確認ください。

それでは、大町市の水道料金について、現在の経営状況、今後必要となる施設整備、料金を計算する考え方、そして料金改定が必要となる理由について、順を追ってご説明いたします。水道料金の改定と聞きますと、どうしても「値上げ」という印象が先に立ちます。しかし、水道料金は、単に今使っている水の代金というだけではありません。水源を守り、配水池や水道管を維持し、水質検査を行い、古くなった施設を更新し、災害時にもできる限り水を届け続けるための費用でもあります。水道は、普段は蛇口をひねれば水が出ることが当たり前のように感じられます。しかし、その当たり前を維持するためには、目に見えないところで多くの施設や設備、管路の維持管理の取り組みが必要です。今回の説明では、料金改定が単なる負担増としてではなく、「将来にわたって安全で安心な水道を守るための見直し」としてご理解いただけるよう、できるだけ分かりやすく整理してまいります。本日の資

料では、はじめに「水道事業の現状」として、大町市の水道のしくみを確認し、次に料金を見直す手順、令和7年度決算の状況、今後の施設整備計画、将来の収支見通しをご説明し、続いて、「料金の算定方法」として、料金算定の考え方や資産維持費について、そして最後に「今後の料金」として、改定率の選択肢についてご説明します。なお、本日の説明は、ただちに新しい料金表を決定するものではありません。まずは、なぜ料金改定の検討が必要なのか、どのような考え方で料金を算定するのか、そして将来への備えをどの程度見込むのか、それによりどの程度の改定が必要になるのかについて、委員の皆さまにご確認いただいたうえで、ご決定いただくことを目的としています。

それでは資料1ページをご覧ください。はじめに、大町市の水道のしくみについてご説明いたします。大町市の水道は、北アルプスの良質な湧水を水源としていることが大きな特徴です。豊かな自然に恵まれた大町市では、良質な湧水を取水し、各配水池へ送り、そこから各家庭へ水をお届けしております。消毒はしておりますが、都市部のように大規模な浄水場は必要ございません。このように、大町市の水道は、水源の良さに支えられています。一方で、水源に恵まれているからといって、維持管理の費用がかからないわけではありません。安全・安心な水を届けるためには、日々の水質管理が必要です。水質検査を行い、安全でおいしい水の基準を満たしているかを確認しています。また、配水池や水道管の維持管理も欠かせません。配水池や水道管は普段目に見えにくい施設ですが、老朽化すれば漏水や断水の原因になります。古くなった施設や管路は、点検・補修を行い、計画的に更新していく必要があります。このように、大町市の水道は、良質な水源という大きな強みがある一方で、市域が南北に長いため水道管の延長も長く、また100年以上にわたって整備してきた施設や水道管の老朽化にも対応していく必要があります。そのため、これからも安全で安心な水を届け続けるには、日々の維持管理に加え、計画的な更新と、そのための費用の確保が欠かせません。

続きまして2ページ、水道料金を見直す際の流れについてご説明します。水道料金は、単純に「収入が足りないから上げる」というものではありません。また先ほどご説明させていただきましたとおり、簡易水道の料金に合わせるために、上げるといったようなものではありません。日本水道協会が発行する「水道料金算定要領」に基づき、料金の算定方法や考え方を整理し、一定の手順に沿って検討してまいります。今回の資料では、水道料金を見直す流れを6つのステップで示しております。ステップ1では、「財政計画の確認」を行います。直近の決算状況や水道ビジョンにある計画や推計値を整理し、料金算定の前提条件を確認します。将来どのような施設整備が必要になるのか、どの程度の収入と支出が見込まれるのかを確認する段階です。ステップ2では、「算定期間の設定」です。料金を計算する期間を決めます。算定要領では算定期間を3年から5年を基準に設定しなければならないとされており、その期間に必要な費用と収入を比較します。ステップ3では、「改定の必要性確認」です。今後の収入と支出を見積もり、現行料金のままで必要な費用をまかなえるのか、料金改定が必要かを判断します。ステップ4では、「必要な費用の算定」を行います。水道事業を継続するために料金で回収すべき費用を計算し

ます。ステップ5では、「収支過不足の確認」を行います。必要な費用と料金収入を比較し、不足があるかどうかを確認します。ステップ6では、「料金の方向性」として、不足がある場合には、どの程度の改定率が必要になるのか、どのような方向性で料金を見直すのかを整理いたします。このように、水道料金の見直しは、現状の確認、将来の見通し、必要費用の算定、収支の比較、方向性の検討という段階を踏んで進めます。本日の説明も、この流れに沿って進めてまいります。

事務局：次に3ページを御覧ください。令和7年度決算の損益、いわゆる経営成績についてご説明いたします。このページで最も確認していただきたい点は、令和7年度も、令和6年度と同様に、給水収益、つまり水道料金収入だけでは、維持管理費用をまかなえていないという点です。令和6年度数値は、前々回の第3回審議会の資料5、3ページにて、経営状況としてご説明いたしました。こちらの資料では、収益と費用を並べて示しています。まず収益のうち、図の黄色い部分、給水収益は3億8,827万8千円です。これは水道料金として利用者の皆さまからいただいた収入です。そのほかに、長期前受金戻入が6,309万3千円、原水供給収益が3,372万4千円、その他収益が4,555万円となります。これらを合わせて、収益全体は5億3,064万5千円となっています。一方、費用側では、図の緑色の維持管理費が4億2,679万9千円です。これは、施設の維持費用、減価償却費、修繕、委託、薬品、動力費など、水道事業を運営するために必要な費用です。その他費用は1,065万2千円です。そして、令和7年度の当期純利益はピンク色の9,319万4千円となっています。つまり、決算上は利益が出ている状況です。しかし、ここで注意が必要です。水道料金収入である給水収益は3億8,827万8千円ですが、維持管理費は4億2,679万9千円です。つまり、水道料金収入だけでは、維持管理費用をまかなえていません。収益全体では黒字となっているものの、それは水道料金以外の収益、例えば、会計上の収益である、長期前受金戻入や、原水を販売することによる、原水供給収益などがあるためです。このページでお伝えしたいのは、単年度の決算で利益が出ている事と、水道料金収入だけで安定的に事業を維持できている事とは、同じではないということです。特に、今後は施設の老朽化に伴い、更新や耐震化に多額の費用が必要になります。現在の利益だけを見て「料金改定は不要」と判断するのではなく、水道料金収入で日々の維持管理と将来の更新に必要な費用を確保できるかという視点で見る必要があります。

続きまして4ページです。「利益は出ているのに、なぜ改定が必要なのか」という点についてご説明いたします。この点は、市民の皆さまにとって、最も疑問を持たれやすい部分だと思います。決算では利益が出ているのに、なぜ料金改定を検討するのか。その理由を3つに整理しています。1つ目は、本業である「水を売る収入」だけでは赤字であることです。先ほどのページでもご説明したとおり、給水収益は3億8,800万円ですが、維持管理費は4億2,600万円です。つまり、水道料金収入だけでは、維持管理費をまかなえていません。水道料金以外の収入があるため、全体では利益が出ていますが、本業である水道料金収入だけで見ると十分ではありません。2つ目は、利益が会計上の収入に支えられていることです。当

期純利益 9,300 万円には、「長期前受金戻入」など、現金を伴わない会計上の収益が含まれています。長期前受金戻入とは、過去に補助金などを受けて整備した施設について、会計上、減価償却に合わせて収益として計上するものです。これは決算上の収益ではありますが、その年度に新たに現金が入ってくるものではありません。そのため、利益が出ているからといって、将来の工事に使える現金が十分に増えているとは限りません。3つ目は、将来の更新財源が確保できないことです。今後、老朽化した施設や水道管の更新が必要となります。水道管や配水池、機械設備は、長い期間使用できますが、永久に使えるものではありません。更新を先送りすれば、漏水や断水、災害時のリスクが高まります。現在の料金水準では、規模の大きい施設更新に必要な資金を十分に確保できる状態ではありません。したがって、今回の料金改定の検討は、単年度の赤字を埋める為だけのものではありません。また、利益を増やす為のものでもありません。将来にわたり安全で安心な水道を維持する為、必要な財源を計画的に確保するための検討です。

企画業務係長：次に5ページになりますが、水道ビジョンに基づく今後の施設整備計画についてご説明します。資料の5ページと本日お配りした別紙の年度別事業計画も併せてご覧ください。安全な水を届け続けるためには、現在の施設を維持するだけでなく、将来を見据えた施設整備を進める必要があります。資料では、令和9年度以降に予定している主な施設整備を6つ示しております。まず1つ目は、施設の耐震化についてでございます。具体的には、三日町配水池の老朽化による更新と合わせ、耐震化工事を進めてまいります。配水池は、水を貯留し、皆様のご家庭へ安定的にお届けするための、水道事業の重要な施設になります。今回の工事対象は、三日町配水池（総容量1,900 m³）の中でも、特に老朽化が進んでいる大正時代に建設された2つの池（合計容量1,100 m³）になります。この耐震化工事は、本年度から本格的に着手し、令和10年度の完成を予定しております。地震などの災害時においても、市民の皆様への水の供給を絶やさないため、この耐震化は重要な事業と位置づけております。2つ目は、非常時の水量確保です。三日町配水池の耐震化工事にあわせて、緊急遮断弁を設置します。緊急遮断弁は、地震などで水道管が破損した場合に、配水池の水が一気に流れ出てしまうことを防ぐ設備です。災害時の応急給水に必要な水を確保するため、施設の改修と合わせ、他の配水池についても設置していく予定となります。3つ目は、施設の統合です。海ノ口地区の崩沢系送水管、口径150ミリ、延長2,750メートルの新設などを予定しております。この工事により、海ノ口地区に矢沢水源の水を送る事ができ、海ノ口地区にある水源は廃止や予備水源として、施設や配水系統を効率的に見直し、将来の維持管理の安定化を図ります。4つ目は、高水圧・低水圧の解消です。各配水系統に減圧弁を新設し、水圧の高すぎる地域への対応を進めます。水圧が高すぎると漏水や管路への負担が大きくなり、低すぎると利用に支障が生じます。適切な水圧を保つことは、安定した給水のために重要施設となります。5つ目は、機械・電気計装設備の更新です。配水池などに設置されている機械設備、電気設備は、老朽化に応じて継続的に更新していく必要があります。6つ目は、管路の更新です。送配水管は、

老朽化に応じて継続的に更新していく必要があります。また、この更新に合わせ耐震化も図ってまいりますので、よろしくお願いします。

経理係長：続きまして6ページをご覧ください。次に、料金を計算する期間、つまり料金算定期間についてご説明いたします。料金算定期間とは、料金のもとになる費用を計算する対象期間のことです。水道料金は、単年度だけを見て決めるものではありません。1年だけで見ると、たまたま大きな工事がある年、比較的が少ない年、また、収入が多い年、少ない年があります。そのため、一定の期間を区切り、その期間に必要な費用と収入を見比べて、料金が適正かどうかを判断します。ここで大切なのは、料金算定期間を設定するということは、「この先ずっと同じ料金で固定する」という意味ではないということです。水道事業を取り巻く状況は変化します。人口減少、節水意識の高まり等による有収水量の減少、物価や工事費の上昇、施設の老朽化状況などを定期的に確認しながら、必要に応じて見直すことが重要とされております。水道料金算定要領では、財政計画の期間などを踏まえ、3年から5年を基準に設定しなければならないとされています。あまり短い期間で見ると、年度ごとの一時的な変動に左右されやすくなります。一方で、あまり長い期間で見ると、将来の人口、水量、物価、工事費などの見通しに不確実性が大きくなってしまいうためです。今回の料金算定期間は、過去の審議会でも採用しておりましたように3年間といたしまして、令和9年度から令和11年度までを算定期間といたしました。この3年間を対象に、施設整備や維持管理に必要な費用、現行の料金のままで見込まれる料金収入、料金以外の収入などを整理し、現行料金のままで必要な費用をまかなえるのか、将来への備えをどの程度料金に反映するのかを検討し、料金改定が必要かどうかを判断いたします。

事務局：続きまして7ページをご覧ください。次に、将来の見通しとして、現行料金のままでは収入が足りなくなるという点をご説明いたします。このページでは、料金回収率の見通しを示しています。料金回収率とは、費用に対する料金収入の割合です。簡単に言えば、水をつくって届けるためにかかる費用を、水道料金でどの程度まかなえているかを示す指標です。さきほどの別紙になりますが2ページをご覧ください。水道事業収支シミュレーションになっております。2ページの下段にあります、料金回収率をグラフ化したものになっております。100%を上回っていれば、料金収入で費用をまかなえている状態です。100%を下回ると、料金収入だけでは費用をまかなえていない状態です。7ページのグラフでは、令和9年度の料金回収率は100.9%ですが、令和10年度には94.0%、令和11年度には90.0%となっています。その後も、令和12年度が88.5%、令和13年度が86.8%、令和14年度が85.5%、令和15年度が84.3%、令和16年度が83.1%と、年々低下する見込みです。これは、現行料金のままでは、水道料金収入が必要な費用に追いつかなくなっていくことを示しています。水道料金収入が減少する主な要因は、人口減少や節水機器の普及などによる有収水量の減少です。一方で、施設や水道管を維持する費用は、水の使用量が減ったからといっ

て同じ割合で減るものではありません。水道管は、使用水量が減ったからといって短くすることはできません。配水池や水源、送配水管、機械設備も、地域全体に水を届けるために維持しなければなりません。そのため、水量が減ると、1立方メートルあたりに必要となる費用は高くなりやすくなります。これが料金回収率の低下につながります。右側には、先程の別紙の収支シミュレーションの料金算定期間である令和9年度から令和11年度までの3年間の合計を示しています。料金収入は11億1,483万6千円です。経常収益、つまり全体の収入は15億3,216万4千円、経常費用、つまり全体の支出は13億4,816万9千円です。このうち、料金収入だけで見た場合には、約2.3億円の不足が見込まれます。つまり、会計全体では料金以外の収入もありますが、本来、利用者の皆さまからいただく水道料金でまかなうべき費用に対しては、現行料金のままでは不足が生じる見込みです。このため、将来も安全な水道を維持するためには、料金水準の見直しが必要となります。現状についての説明は以上となります。

会長：ただ今、水道事業の現状について説明がございました。皆様から何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

(質問なし)

会長：わかりやすい資料を基に説明されたので、皆さんもご理解できたかと思います。それでは次に、(2) 料金算定方法について、事務局より説明をお願いします。

経理係長：続きまして8ページをご覧ください。料金で回収すべき費用、いわゆる料金対象原価の算出方法についてご説明します。料金対象原価を算出する方法には、大きく2つの方式があります。1つは左側にあります「総括原価方式」、もう1つは右側の「資金収支方式」です。まず、総括原価方式についてです。これは、必要な費用を積み上げて計算する方式です。営業費用に、資本費用を加えて算定します。資本費用には、支払利息と資産維持費が含まれております。資産維持費とは、将来の計画的な改修や更新などに必要な費用です。現在の維持管理費だけでなく、将来の更新財源を料金に反映できることが、総括原価方式の大きな特徴です。この方式は、水道料金算定要領にも示されており、直近で料金改定を行いました白馬村さんや松本市さんなどでも採用されている考え方です。また、電気やガスなどの公益事業でも採用されています。一方、資金収支方式は、現金の出入りだけで計算する方式です。算定期間中のすべての現金収支を積み上げ、資金面で支障が生じない範囲で料金を設定します。一見しますと、現金の動きだけを見るため分かりやすい方式にも見えます。しかし、施設の更新事業を先送りしている場合には、本来必要な更新費用が十分に料金へ反映されず、適正な算定とならないおそれがあります。例えば、老朽化した施設の更新を先送りすれば、その期間の現金支出は少なく見えます。しかし、更新の必要がなくなったわけではありません。将来に負担を先送りしているだけとなります。水道事業は、短期的に資金が足りているだけでなく、将来も施設を維持できるかを考える必要があります。そのため、本市でも、将来の施設更

新に必要な財源をきちんと確保できる「総括原価方式」を採用いたします。ここで大切なのは、総括原価方式は、料金を高くするための方式ではないということです。必要な費用を明確にし、料金以外の収入を差し引いたうえで、利用者の皆さまにどの程度ご負担いただく必要があるかを合理的に示す方式となっています。

続いて9ページをご覧ください。8ページで説明しました総括原価の中身についてご説明いたします。総括原価とは、料金で集めるべき費用、つまり料金収入で回収する必要がある金額のことです。この総括原価は、大きく3つの要素で構成されています。1つ目は、営業費用です。営業費用には、維持管理費、減価償却費、資産減耗費などが含まれます。人件費、委託料、修繕費、薬品費、動力費など、日々の水道事業を運営するために必要な費用もここに含まれます。2つ目は、資本費用です。資本費用は、支払利息と資産維持費で構成されます。支払利息は、過去に施設整備などのために借り入れた企業債の利息です。資産維持費は、将来、水道管や施設を更新するために、あらかじめ料金に含めておく費用です。3つ目は、控除項目です。これは、料金以外の収入を差し引くものです。資料では、原水供給収益などを差し引くものとして示しています。料金以外の収入がある場合には、その分を総括原価から控除し、利用者の皆さまの料金負担に反映します。資料では、この考え方を式で示しています。営業費用、足す、資本費用、引く、控除項目、イコール、総括原価です。下段には、令和9年度から令和11年度までの総括原価の内訳を示しています。これは、資産維持費を3%とした場合の例ですが、営業費用は12億5,356万9千円です。これは、人件費、経費、減価償却費などとなっております。資本費用は5億7,755万6千円です。これは、支払利息と資産維持費3%を含まれております。控除項目は2億4,793万円です。これは、原水供給収益など、料金以外の収入を差し引くものです。この結果、総括原価は15億8,319万5千円となります。この15億8,319万5千円が、令和9年度から令和11年度までの3年間で、料金として集めるべき費用となります。このように、総括原価方式では、必要な費用を積み上げるだけでなく、料金以外の収入を差し引いたうえで、料金で回収すべき額を明確にします。市民の皆さまにご負担をお願いする金額について、根拠を明らかにするための考え方です。

続きまして10ページをご覧ください。先程から出てきております「資産維持費」について詳細にご説明いたします。資産維持費とは、将来、水道管や施設を更新するために、あらかじめ料金に含めて積み立てておく費用のことです。資産維持費は、単年度の赤字を埋めるためのものではありません。また、利益を増やすためのものでもありません。将来にわたり水道施設を維持していくための備えです。なぜ資産維持費が必要なのかについて、資料では3つの理由を示しています。1つ目は、物価上昇により、昔の建設費、つまり減価償却費分だけでは、同じ施設を更新できなくなっていることです。減価償却費は、過去に施設を建設したときの取得価額をもとに計算されます。しかし、将来同じ施設を更新しようとする、建設資機材費、人件費、施工費などが上昇しており、過去の取得価額をもとにした減価償却費だけでは足りない場合があります。2つ目は、施設の高度化により、更新時の工事費がさらに増える傾向にあることです。耐震化、水質管理の高度化、非常時対応など、

以前よりも求められる機能が高くなっています。そのため、単に古い施設を同じ形で取り替えるだけでなく、より安全性の高い施設として整備する必要があります。3つ目は、料金にきちんと含めておかないと、更新時に財源が不足し、安定した水道経営に支障が出ることです。更新財源が不足すれば、工事を先送りするか、借入に頼るか、将来大きな料金改定を行うか、いずれかの対応が必要になります。日本水道協会の基準では、資産維持費の積み立て割合として、対象資産の3%が目安とされています。ただし、3%をそのまま料金に反映すると、料金への影響が大きくなります。そのため、本資料では、3%、2%、1%の3つのケースで試算し、比較しております。また、当市の水道事業では最初にご説明しましたように、大規模な浄水場が不要となっているため、他の団体と比べ施設更新に係る費用が抑えられていることから、資料に記載しているとおりの水道ビジョンの収支計画では、資産維持費を1%と見込んでおります。試算では、資産維持費3%の場合の総括原価は15億8,319万5千円、2%の場合は14億2,221万円、1%の場合は12億6,122万4千円となります。ここで重要なのは、資産維持費を「不足額に合わせて逆算するもの」ではないということです。資産維持費は、将来の施設更新に備えるための費用です。したがって、今回の改定では、標準とされる3%を確認しつつ、料金への影響や水道ビジョンとの整合性を踏まえ、1%から3%にて計算しております。まずは水道ビジョンで見込んでいる1%を基本とし、将来への備えを料金に反映していくことが現実的な対応であると考えています。料金の算定方法についての説明は以上です。

会長：ただ今、料金算定方法について説明をいただきました。これについて何かご質問ございますか。

(質問なし)

会長：それでは次に、(3) 今後の料金について、事務局より説明をお願いします。

経理係長：それでは11ページをご覧ください。最後に、今後の料金についてとして、選択肢の比較についてご説明します。このページでは、料金収入だけでは総括原価に足りないため、不足分、つまり料金改定で補う分を加えることで、収支が合うという考え方を示しております。資料では、3つのケースを比較しています。詳細につきましては、先程の別紙資料、3ページから5ページにそれぞれの資産維持費の算入率に応じたシミュレーションを記載しておりますので、ご確認ください。まず1つ目は、資料一番左の資産維持費3%の場合です。これは、日本水道協会の基準どおり、対象資産の3%を資産維持費として見込む案です。この場合、不足額は約4億6千9百万円となり、必要改定率は42%から43%程度となります。将来への備えとしては最も手厚い案ですが、利用者の皆さまへの料金負担は非常に大きくなってしまいます。2つ目は、中央の資産維持費2%の場合です。これは、標準的な備えとして、3%よりは負担を抑えながら、将来更新への財源を一定程度確保する案です。この場合、不足額は約3億8百万円となり、必要となる改定率は2

7%から28%程度となります。先程の3%よりは負担が軽くなりますが、それでも大きな改定率となってしまいます。3つ目は、一番右の資産維持費1%の場合です。これは、最小限の備えとして、将来への備えを料金に含めながら、急激な負担増をできるだけ抑える案です。1%の場合、不足額は1億4千7百万円となり、必要改定率は13%から14%程度となります。資料下段には、料金収入11億1,483万6千円に不足分を加えることで、総括原価とつり合うことを示しています。また、一般家庭の負担イメージとして、13ミリメートルの口径で、2か月に50立方メートル使用した場合、資産維持費3%では2ヶ月で3千円程度、2%では2千円程度、1%では1千円程度の増となる見込みです。また一般家庭用として一番使用者が多い13ミリメートルの2ヶ月分の平均使用水量は、29立方メートルとなっておりますが、こちらですと3%の場合で2ヶ月で1,700円、2%で1,100円、1%で500円が2ヶ月で負担増となる見込みとなっております。ここでお伝えしたいのは、改定率は、将来への備えをどの程度料金に含めるかによって変わるということです。1番左の3%の案は、協会基準どおりの考え方であり、将来の更新財源をしっかりと確保する案です。しかし、料金への影響が非常に大きくなります。真ん中の2%案は、標準的な備えとして一定程度の財源を確保する案ですが、こちらも改定率はやや高くなります。1番右の1%案は、将来への備えとしては最小限ですが、水道ビジョンの収支計画とも整合し、急激な料金負担を避けながら、資産維持費を料金に反映する第一歩となる案です。事務局といたしましては、まずはこの1番右の資産維持費1%を基本として、13%から14%程度の改定を検討することが現実的であると考えております。ただし、これは将来への備えとして十分かどうかを、今後も継続的に確認していく必要があります。施設整備の進捗、工事費の動向、有収水量の減少、資金残高、企業債残高などを見ながら、必要に応じて見直すことが重要と考えます。説明は以上です。

会長：ただ今、今後の料金について説明をいただきました。皆様から何かご質問ありますでしょうか。

(質問なし)

会長：それでは、ここで料金についての会計的な説明がございましたので、専門的なところから、A委員さんから何かご意見いただけるでしょうか。

A委員：お疲れ様でございます。特に専門というわけではございませんが、なかなか市の水道事業の収益っていうのは一般的な会計原則と若干違っているので、私も勉強不足というか、わかっておりませんけれども、いずれにしても、市で綿密な計画を立てられておりますので、それに従って進行していただきたいと思います。1つだけ疑問というか、今後のこととして、先ほどの収支計算のところ、収益に原水供給収益っていうのがありますが、これは業者にペットボトルとかでお売りになってる水道のこと言うんでしょうか。

企画業務係長：はい、大町市では現在アルプスウォーターさんという二ツ屋にある水の工場があるんですが、そこへ大町の矢沢水源からの余剰水を利用して、そちらの方に原水を売っています。

A委員：私も関東に住んでいたりしたなかで、割と大町の水というのが話題になったりしていることもあったりしたんですが、それが今後のシミュレーションの中で原水供給収益が増えていかない、一定額で予定されているような状況がありますので、もし水の量が大丈夫であれば、市のほうで業者に売るところの収益を増やす方法が何かないか、いずれにしても費用がかかるということはわかっている中で、今後水道料をどうしても上げる割合を少なくするとすれば、収益を増やすしかありませんので、人口が減っている中で収益を増やすのであったら、そういった方面への販売を増やす方針を考えていただければどうかなということを1つ思いました。前回の資料の中で、長野県下で市町村合併をされた後に水道事業と簡易水道の統合を未だにされていないのが、山形村と大町市だけということとして、長年私も大町を離れてた身として、なんで一番遅いんだろうなっていうのは、単純な疑問がございまして。今後の計画が示されてますけれども、少なくとも最低でも6年後、7年後に統合されるというのが、これからそれだけの長い期間が本当に必要なのかどうかということが非常に単純な疑問としてございまして、もう少しその部分が前倒しできないか、せっかく立てられた計画ではあるので、それを前倒しでできる方策というのがないのかなということがちょっと単純な疑問として浮かんだところでございます。ちょっと場当たりの発言かもしれませんが以上でございます。

課長：はい、ご意見ありがとうございます。先程の長野県下で簡易水道料金と水道料金が別の大町市と山形村の資料は前回の会議でお示しておりますが、これにつきまして、前回、段階的統合案のイメージということで、なるべく私どももとすれば早くこれに統一したいという動きで今現在進めておりまして、それが令和15年を目途にということで進めているわけでございます。これにつきまして、2段階ないし3段階とういご説明をさせていただいておりますが、今後の状況をみながら、なるべく早い時期に取り組むことは、もちろん当然考えているべき部分でございますので、今回の未来3年間それ以降極力早めに統一を図っていく私ども考えているところですので、ご理解いただければと感じております。あともう一つ、原水供給事業の関係でございますが、アルプスウォーターさんに平成18年からこの事業を取り組まさせていただいておりますが、かれこれ20年ほど販売を続けておりますが、余剰水でございますので、より多く販売できればと考えておりますが、相手方の工場の規模等でございますので今現在はこのような横ばい状態での収益として見込んでいる形でございます。今後アルプスウォーターさん以外にもしこのような事業取り組まれるかたがいれば、私どもすれば積極的にPRして進めていくようにと考えておりますので、ご理解いただければと思っております。ご意見いただきまして、誠にありがとうございます。

会長：ありがとうございました。ただいまの事務局からの今までの説明では、水道料金への影響を踏まえ資産維持費１％、必要改定率１３％から１４％程度を基本として検討する案が示されましたが、最近、料金改定を行った県内の近隣市町村の状況について、参考までにお聞かせいただけますか。

企画業務係長：ご質問の、県内の他市町村の水道料金改定の状況についてご説明いたします。近隣の市町村につきましては、同じ大北地域では、白馬村さんが令和７年１月に料金の改定を行っております。料金算定期間は令和６年から１０年度の５年間で設定し、資産維持費１．３％、平均改定率を３０％にて白馬村では行っております。また、県内の１９市の直近では、松本市が令和８年４月に料金改定を行っております。料金算定期間は令和８年から１１年度の４年間、資産維持費を１．０％、平均改定率２０．１１％になります。あと、上田市が令和７年４月に料金の改定を行っております。料金算定期間は令和７年から１０年の４年間、資産維持費１．０％、平均改定率１８．５％としております。説明は以上となります。

会長：はい、よろしいでしょうか。ただいまの、各市町村の値上げについて、皆さんご理解いただけたでしょうか。

（発言なし）

会長：質問等無いようなので、水道料金について、現行料金のままでは、料金回収率は年々低下し、料金収入だけでは必要な経費を賄えない見込みである課題認識を共有いたしました。料金算定期間を３年間とし、将来の施設更新に必要な財源を確保できる総括原価方式により料金を算定し、資産維持費を含めた検討の結果、資産維持費１％、必要改定率１３％から１４％程度の改定率という事務局提案について、概ねご理解いただけたものと存じます。それでは、この方向性で料金改定を進めることについて、ご承認いただけますでしょうか。

（委員了解）

会長：皆さんよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、ご承認いただきましたので、次回、第６回の審議内容について、事務局より説明をお願いします。

企画業務係長：はい、ありがとうございます。次回ですね、諮問２「水道事業と公営簡易水道事業の統合及び水道料に関する事」について、答申の取りまとめに向けた審議を、主に二つの議題に分けて進めさせていただきます。一つ目は、本日ご承認いただいた方向性に基づく「具体的な料金体系」についてでございます。事務局にて料金表案をご用意しますので、ご審議をお願い申し上げます。二つ目は、その料金体系の議論も含め、これまで上水道事業と公営簡易水道事業の統合等の審議内容の全てを踏まえた「答申案」についてでございます。こちら事務局にて案を作成しご提案いたしますので、併せてご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上が次回の審議内容となります。

会長：それでは、次回の審議会で更に検討を進め、答申に向け審議を進めていきたい
と思います。本日はご協力ありがとうございました。

6 その他

課長：会長、スムーズな進行いただき、誠にありがとうございました。それでは、6
その他でございます。次回の開催日についてご案内申し上げます。事務局案といた
しましては、記載の8月17日（月）でございますが、午後2時から当会場にて実
施を考えておりますがみなさまいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、
8月17日（月）午後2時から開催させていただきます。事務局よりご通知申し上げ
ますので、よろしくおねがいします。

（2）その他でございます。事務局から何かありましたら、お願いします。

企画業務係長：本日の議事録について、毎回そうですが皆様にお送りさせていただい
て確認いただきたいと思いますので、また何かあれば、見ていただいた中でご指摘
いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

課長：それでは、皆様のほうから、何かありましたらご発言いただければと思います
が。いかがでしょうか。

（発言なし）

課長：よろしいですか。ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、本
日予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

7 閉会